

令和2年7月30日
清掃・リサイクル部
世田谷清掃事務所

自動車事故に係る損害賠償額の決定について

1 事故の概要

(1) 発生日時 令和2年4月11日(土) 午前9時40分頃
(天気:晴れ)

(2) 発生場所

(3) 相手方

乙 ()

(4) 事故内容

世田谷区(以下「甲」という。)世田谷清掃事務所職員は、ごみ排出調査及び指導業務のため、軽自動車を敷地内に駐車させた。

業務終了後、車両のハンドルを右に切って発進させたが、前方左側のポールが存在に気付くのが遅れたため、ポールを破損させてしまった。

(5) 損傷の程度

甲 人身:なし

物損:なし

乙 人身:なし

物損:ステンレス製ポール(地面から高さ70cm)1本
変形

(6) 過失割合

甲 10割

2 損害賠償額

56,100円

(自動車保険により全額補てんされる。)

3 専決処分日

令和2年7月3日